

## 2015年度 第9回 倫理審査委員会議事録

日 時 2016年2月18日(木) 12:15 ~ 13:00  
場 所 大学会議室  
出席者 谷川、浅野、田川、馬本、藤田、植田  
欠席者 杉原  
記録者 小川、久馬

### 審議事項

#### 1. 倫理審査について

##### (1) 受付番号：2015年度 第14号

申請者名：保健福祉学部 福祉学科 荒木 剛 准教授

課題名：地域包括支援センターにおけるソーシャルワーク実践に関する研究 ―個別支援を通じた地域支援の展開上の課題―

審査結果：条件付き承認

- ① 倫理審査申請書の語句を修正する。
- ② 説明文に説明者を明記する。
- ③ 同意書の説明者を削除する。
- ④ SDカードの破棄を明記する。

#### 2. 研究取扱規則及び倫理審査委員会規程の改正について

谷川委員長から、1月28日開催の倫理審査委員会後に文言等の修正を行った改正案について説明がなされた。

##### ・研究取扱規則の改正について

- ・研究不正防止に関する取扱指針に関しては、倫理審査委員会での審議事項とせず、学長と相談をし、大学評議会に諮るものとする。
- ・第3条を教職員の基本的責務とし、内容を修正した。
- ・第3条の2(学長の責務)第3条の3(研究責任者の責務)を新設する。
- ・第9条の2(インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント)第9条の3(有害事象の対応)を新設する。
- ・第11条(研究不正等への対応)を新設し、研究不正防止に関する取扱指針は別途制定する。

##### ・倫理審査委員会規程の改正について

- ・第2条に研究倫理教育に関する事項を新設する。
- ・第3条の2(迅速審査)を新設し、迅速審査に関して、別途細則を制定する。
- ・第4条(組織)については、ガイドラインに沿って、構成委員を変更する。
- ・第5条(委員長)については、保健福祉学部長をもって充てる。
- ・第7条の2(有害事象の対応)第8条(情報公開)第8条の2(委員

及び事務担当者の研修)を新設する。

- ・ 倫理審査委員会迅速審査細則の制定について
  - ・ 倫理審査委員会規程の改正に伴い、迅速審査のルールを定める。
- ・ 研究取扱規則の中に申請書等の様式が含まれている。規則に入れたままにしておくと同様式を変更する場合、その都度規則の改正をしなければならぬので、研究取扱規則に様式を別に定めることの条文を新設する。

以上の説明の後、意見交換がなされ、上記の改正案を承認し大学評議会に上程することとした。

以 上

記 録 久 馬 典 子